

お 知 ら せ

当社では、一部規則について、下記のとおり改定を実施させていただきます。

記

1 改定規則

- (1) ICカード乗車券取扱規則
- (2) ICカード乗車券取扱規則に関する特約

2 改定日

2020年8月28日（金）初電より

3 改定内容

- (1) ICカード乗車券取扱規則

第30条

現 行（ICカードの相互利用）

改定後（ICカード等の相互利用）

現 行 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカードについては、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

改定後 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

- (2) ICカード乗車券取扱規則に関する特約
以下の新旧表のとおり改定いたします。

以 上

現 行	改定後
<p data-bbox="617 289 1012 317">「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p data-bbox="1071 380 1469 407">2020. 3.18 旅通牒甲2020第5号制定</p> <p data-bbox="151 512 273 539">第1章 総則</p> <p data-bbox="151 602 219 630">(目的)</p> <p data-bbox="151 648 1469 764">第1条 この特約は、小田急電鉄株式会社(以下「当社」という。)が、「ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその利用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMOに関するサービスに必要なアプリケーションにより利用する旅客の、当社でのモバイルPASMOの利用について使用条件を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="151 827 287 854">(特約の効力)</p> <p data-bbox="151 873 1469 947">第2条 この特約は、ICカード乗車券取扱規則(以下、「IC規則」という。)に対する特約とし、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p data-bbox="201 961 1469 1077">2 モバイルIC乗車券の利用について、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイルPASMO会員規約(以下、「会員規約」という。)の定めるところによる。なお、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p> <p data-bbox="201 1094 1469 1167">3 旅客がモバイルIC乗車券を当社線で利用する場合は、IC規則に定めるICカード乗車券として取扱う。ただし、小児用PASMOとしての取扱いはおこなわない。</p> <p data-bbox="201 1184 1469 1257">4 モバイルIC乗車券については、IC規則第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条、第19条第2項から第27条、ならびに第30条から第32条の規定は適用しない。</p> <p data-bbox="201 1274 1139 1302">5 前各項にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。</p> <p data-bbox="151 1365 287 1392">(特約の変更)</p> <p data-bbox="151 1411 1469 1484">第3条 当社がこの特約を変更する場合、旅客に対し予め告知をおこない、特約変更後においてもモバイルIC乗車券を利用したことを以って、旅客が変更内容に合意したものとする。</p> <p data-bbox="201 1501 709 1528">2 変更後については、変更後の内容のみ有効とする。</p> <p data-bbox="151 1591 287 1619">(用語の意義)</p> <p data-bbox="151 1638 890 1665">第4条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="219 1682 1118 1709">(1) 「モバイルPASMO携帯情報端末」とは、モバイルPASMOを発行した携帯情報端末を言う。</p> <p data-bbox="219 1726 1029 1753">(2) 「モバイルIC乗車券」とは、PASMOのうちモバイルPASMO携帯情報端末をいう。</p> <p data-bbox="219 1770 1053 1797">(3) 「モバイルICSF乗車券」とは、ICSF乗車券の機能を有するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p data-bbox="219 1814 1080 1841">(4) 「モバイルIC定期乗車券」とは、IC定期乗車券の機能を有するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p data-bbox="201 1858 1415 1885">2 この特約に定めのない用語の意義については、IC規則、会員規約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。</p>	<p data-bbox="1952 289 2347 317">「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p data-bbox="2415 380 2813 407">2020. 3.18 旅通牒甲2020第5号制定</p> <p data-bbox="2398 424 2813 451">2020. 8.28 旅通牒甲2020第11号改定</p> <p data-bbox="1495 512 1617 539">第1章 総則</p> <p data-bbox="1495 602 1564 630">(目的)</p> <p data-bbox="1495 648 2813 764">第1条 この特約は、小田急電鉄株式会社(以下「当社」という。)が、「ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMOを使用した乗車券等(以下、「モバイルIC乗車券」という。)による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1495 827 1602 854">(適用範囲)</p> <p data-bbox="1495 873 2813 947">第2条 この特約は、ICカード乗車券取扱規則(以下、「IC規則」という。)に対する特約とし、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p data-bbox="1546 961 2813 1077">2 モバイルIC乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイルPASMO会員規約(以下、「会員規約」という。)の定めるところによる。ただし、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p> <p data-bbox="1546 1094 2555 1121">3 旅客がモバイルIC乗車券により当社線を利用する場合は、IC規則に定めるICカード乗車券として取扱う。</p> <p data-bbox="1546 1138 2813 1211">4 モバイルIC乗車券については、IC規則第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条、ならびに第19条第2項から第27条の規定は適用しない。</p> <p data-bbox="1546 1228 2484 1255">5 前各項にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。</p> <p data-bbox="1495 1360 1632 1388">(特約の変更)</p> <p data-bbox="1495 1407 2813 1480">第3条 当社がこの特約を変更する場合、旅客に対し予め告知をおこない、特約変更後においてもモバイルIC乗車券を使用したことを以って、旅客が変更内容に合意したものとする。</p> <p data-bbox="1546 1497 2053 1524">2 変更後については、変更後の内容のみ有効とする。</p> <p data-bbox="1495 1587 1632 1614">(用語の意義)</p> <p data-bbox="1495 1633 2234 1661">第4条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="1564 1680 2430 1707">(1) 「モバイルICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p data-bbox="1564 1724 2611 1751">(2) 「モバイルIC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能をモバイルPASMOに付加したモバイルIC乗車券をいう。</p> <p data-bbox="1564 1768 2525 1795">(3) 「PASMOカード」とは、株式会社パスモが発行するPASMOのうち、カード型情報記録媒体をいう。</p> <p data-bbox="1564 1812 2315 1839">(4) 「携帯情報端末」とは、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末をいう。</p> <p data-bbox="1564 1856 2801 1883">(5) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMOのコールセンターをいう。</p> <p data-bbox="1525 1900 2813 1974">2 この特約に定めのない用語の意義については、IC規則、PASMO取扱規則に関する特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。</p>

(契約の成立)

第5条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

2 前項、ならびにIC規則第4条第2項の規定にかかわらず、モバイルPASMOの会員である旅客がモバイルICカード乗車券にIC定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。

3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第6条 IC規則第5条第2項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券は、モバイルPASMOの処理が可能な精算機等によってのみ精算することができる。

2 IC規則第5条第1項の定めにかかわらず、入場処理がされていないモバイルIC乗車券のSFは、モバイルPASMOの処理が可能な精算機等によって、他の乗車券(自動改札機等による改札を受けたモバイルIC乗車券を含む。)にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。

3 モバイルPASMOの故障、および電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

(個人情報の取扱い)

第7条 モバイルIC乗車券にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC定期乗車券等の定期乗車券機能等に関し当社が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

- (1) モバイルIC定期乗車券等にかかわる申込内容の確認
- (2) モバイルIC定期乗車券等の利用等にかかわる連絡
- (3) 定期乗車券機能等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC乗車券にかかわるサービスの実施、改善およびご利用状況の分析

2 旅客がモバイルIC乗車券を当社以外のIC取扱事業者で利用等する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。

(制限または停止)

第8条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めるときは、乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限をすることがある。

2 当社は、以下の各号に該当する場合に、モバイルIC乗車券の使用を一時停止、制限、中断または終了することができるものとする。

- (1) モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営する設備に関して、電気通信事業者による保守・点検が行われる場合、または障害が発生した場合。
- (2) モバイルPASMOの使用に必要な、電気通信事業者が管理・運営するサービスが中止、中断または終了した場合、またはそのおそれがある場合。
- (3) 株式会社パスモが管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、または障害が発生した場合。
- (4) 株式会社パスモにおける、モバイルPASMOのサービスが終了した場合。

(契約の成立)

第5条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

2 前項の規定にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイルIC乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。

3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMOに移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。

4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第6条 IC規則第5条第2項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券は処理が可能な精算機等によってのみ精算することができる。

2 入場処理がされていないモバイルIC乗車券のSFは、当該モバイルIC乗車券の処理が可能な精算機等によって、他の乗車券(自動改札機等による改札を受けたモバイルIC乗車券を含む。)にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。

3 携帯情報端末の故障、電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

(個人情報の取扱い)

第7条 モバイルIC乗車券にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルIC定期乗車券等の定期乗車券機能等に関し当社が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

- (1) モバイルIC定期乗車券等にかかわる申込内容の確認
- (2) モバイルIC定期乗車券等の使用等にかかわる連絡
- (3) 定期乗車券機能等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC乗車券にかかわるサービスの実施、改善およびご利用状況の分析

2 旅客がモバイルIC乗車券を当社以外のIC取扱事業者で使用等する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。

(制限または停止等)

第8条 IC規則第10条第1項第2号に定めるほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、当社が必要と認めるときは、モバイルIC乗車券の使用を一時停止、制限、中断または終了することがある。

2 前項による制限等を行ったことにより生じた損害について、当社はその責を一切負わない。

- (5) 当社の判断により、モバイルIC乗車券の取扱いを終了した場合。
- (6) PASMOの媒体として使用可能な携帯情報端末等の生産が中止、中断または終了された場合、および、そのおそれがある場合。
- (7) その他、やむを得ない事情が生じた場合。

3 前各項による制限をおこなった場合に生じた損害について、当社はその責めを負わない。

第2章 発売

(定期乗車券等の発売)エア定期券発売事業者

第10条 旅客がモバイルIC乗車券に定期乗車券の購入を希望する場合は、IC規則第11条第2項によらず旅客自らがモバイルPASMOアプリの所定の操作を行い、必要事項等の入力の上発売する。なお、モバイルPASMO会員規約の定めによる会員登録、ならびに定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 モバイルIC乗車券に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、パソコン向けサイトを利用して作成した所定の購入申込書を印刷の上、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せ、サポートセンターへの郵送により申し込むこと。

【～中 略～】

3 前各項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOアプリおよびパソコン向けサイトを利用して、モバイルPASMOに画面表示させることにより確認することができる。

【～中 略～】

6 モバイルIC定期乗車券の定期券情報の有効期間開始前、または有効期間中に当該モバイルIC定期乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。

7 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。

8 IC規則第11条第3項によらず、モバイルIC乗車券へ企画乗車券の発売は行わない。

(定期乗車券の区間変更)

第11条 モバイルIC定期乗車券の区間変更は、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した

第2章 発売

(モバイルIC定期乗車券等の発売)

第10条 旅客がモバイルPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力の上旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 モバイルPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入の上、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。

【～中 略～】

3 前各項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。

【～中 略～】

6 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。

7 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。

8 モバイルPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。

(発行替え)

第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

- (1) 無記名PASMO
- (2) ICバス事業者の持参人式定期券が付加された無記名PASMO
- (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (4) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
- (5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO
- (8) その他、当社が特に認めたもの。

3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(モバイルIC定期乗車券の区間変更)

第12条 モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らが行い、不要となった定期

場合に限り取扱う。

- 前項の取扱いは、モバイルPASMOの定期乗車券の区間変更に関する所定の操作を使用者自らが行うものとする。ただし、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイルIC定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。
- この区間変更の取扱いは5時から23時45分までとする。なお、前項ただし書きによる取扱いをする場合は9時から20時までとする。

(チャージ)

第12条 モバイルIC乗車券は、IC規則の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めによりチャージすることができる。

(SF残額等の確認)

第13条 モバイルIC乗車券のSF残額およびSF残額履歴は、PASMO取扱規則またはPASMO取扱に関する特約の定めにより、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器、またはモバイルPASMOアプリ等の機能により確認することができる。

2 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。

- 出場処理がされていないSF残額履歴
- 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器における、第16条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴

3 当社においては、PASMO取扱規則の定めにかかわらず、モバイルPASMO携帯情報端末を処理する機器において、前各項に定めるSF残額およびSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。

【～中 略～】

(4) 第16条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行した当日における再発行等以前のSF残額履歴

第3章 効力

(無効となる場合)

第14条 モバイルIC乗車券は次の各号に該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC乗車券の取扱いはPASMO取扱規則等の定めによる。

【～中 略～】

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第15条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより收受する。

(紛失、故障等に伴う再発行)

第16条 モバイルPASMO携帯情報端末を紛失又は当該モバイルPASMO携帯情報端末が故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルIC乗車券の再発行の取扱いをおこなう。

2 前項による再発行がモバイルIC定期乗車券の場合、その定期券乗車券機能の再発行は、再発行登録の完了後ただちに行うことができる。

乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に請求した場合に限り取扱う。

- 前項に関わらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、モバイルIC定期乗車券を発売する事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。
- 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。
- 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。なお、第2項による取扱いをする場合は9時から20時までとする。

(チャージ)

第13条 モバイルIC乗車券は、IC規則の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約に定めるところによりチャージすることができる。

(SF残額等の確認)

第14条 モバイルIC乗車券のSF残額およびSF残額履歴は、PASMO取扱規則に関する特約の定めによるほか、モバイルIC乗車券の処理が可能な機器により確認することができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。

- 出場処理がされていないSF残額履歴
- 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- モバイルIC乗車券を処理する機器における、第17条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴

3 当社においては、PASMO取扱規則に関する特約の定めにかかわらず、モバイルIC乗車券の処理が可能な機器において、第1項に定めるSF残額およびSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。

【～中 略～】

(4) 第17条の規定によりモバイルIC乗車券を再発行した当日における再発行等以前のSF残額履歴

第3章 効力

(無効となる場合)

第15条 モバイルIC乗車券は次の各号に該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルIC乗車券の取扱いはPASMO取扱規則等の定めによる。

【～中 略～】

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第16条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより旅客運賃・増運賃を收受する。

(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)

第17条 携帯情報端末を紛失、故障、機種変更をした場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、再発行の取扱いをおこなう。

2 前項のうち紛失または故障によりモバイルIC定期乗車券の再発行を行う場合、その定期券乗車券機能の再発行は、再発行登録の完了後ただちに行うことができる。

3 第1項のうち機種変更によりモバイルIC乗車券の再発行を行う場合、そのモバイルIC乗車券の再発行は、再発行登録完了後ただち

(免責事項)

第17条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 **モバイルPASMO携帯情報端末本体及びモバイルPASMO携帯情報端末**を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 **株式会社パスモが行うソフトウェアおよびアプリケーションの更新等**により、モバイルIC乗車券のサービスが**利用**できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 **モバイルPASMO携帯情報端末の紛失または障害のためモバイルIC乗車券の再発行等の取扱いを行ったことに伴い、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等**については、当社はその責めを負わない。

(払いもどし)

第18条 **モバイルICSF乗車券**が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより払いもどしを行う。

(定期乗車券の払いもどし)

第19条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、**当該定期乗車券の機能をモバイルPASMOアプリ、パソコン向けサイト**の操作、またはサポートセンターにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、旅客営業規則の定めるところによる。

2 前項による払いもどしは、購入時に**利用**したクレジットカードの**預金口座に払込**ことにより返金するものとする。この場合、**払込**期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じて返金することができない場合は、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行うことがある。

3 前条による払いもどしを行う場合で、**当該モバイルPASMO携帯情報端末の所定の操作**によって購入した有効な定期乗車券が付加されているときは、これを**第1項の規定により同時に払いもどす**ものとする。

4 **モバイルPASMOアプリまたはパソコン向けサイトから、モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作**を行う場合、サービス提供時間内に旅客が払いもどしのための操作を行い、**株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したとき**に、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターへ払いもどしを請求する場合は、サービス提供時間内に、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、**株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したとき**に、払いもどしが請求されたものとする。

5 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報**(前第2項の定めにより、旅客が指定した旅客名義の銀行口座に返金を行う場合にあっては、その口座情報)**が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。

【～後 略～】

第4章 ICカードの相互利用

(モバイルIC乗車券の相互利用)

第20条 株式会社パスモが相互利用を行う東日本旅客鉄道株式会社が発行する「モバイルSuica」については、第4条第1項第3号に定めるモバイルIC乗車券として取扱うこととし、本特約を準用する。

2 前項に定めるモバイルIC乗車券において、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定める規則、および東日本旅客鉄道株式会社の規則の定めるところによる。

に行うことができる。

(免責事項)

第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 **携帯情報端末**を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 **モバイルPASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等**により、モバイルIC乗車券のサービスが**使用**できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 **第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等**については、当社はその責めを負わない。

(払いもどし)

第19条 **モバイルPASMO**が不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めにより払いもどしを行う。

(モバイルIC定期乗車券の払いもどし)

第20条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、**PASMO取扱規則に関する特約に定めるモバイルPASMOアプリ、会員メニュー**の操作、またはサポートセンターの**いずれかによる所定の手続き**により払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、旅客営業規則の定めるところによる。

2 前項による払いもどしは、購入時に**使用**したクレジットカードの**銀行口座等に送金**することにより返金するものとする。この場合、**送金**期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた**送金により返金**することができない場合は、旅客が指定した**日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等**に返金を行うことがある。

3 前条による払いもどしを行う場合で、**第10条により発売された有効な定期乗車券**が付加されているときは、第1項に**定める定期乗車券の払いもどしと同時に行う**ものとする。

4 前各項により、**モバイルPASMOアプリ、会員メニューから、会員自らがモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作**を行う場合、**株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したとき**に、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、**株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したとき**に、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内に**いずれかの払いもどし操作**を行うものとする。

5 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報**(旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報)**が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。

【～後 略～】

第4章 【削除】

(モバイルIC乗車券の相互利用において取扱わない業務)

第21条 前条にかかわらず、モバイルSuicaにおいては次の各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 第9条(モバイルIC乗車券の発行)
- (2) 第10条(定期乗車券の発売)
- (3) 第11条(定期乗車券の区間変更)
- (4) 第13条第3項(SF残額の確認)
- (5) 第19条(定期乗車券の払いもどし)

(相互利用におけるモバイルIC乗車券発行事業者規則に基づく取扱い)

第22条 以下の取扱いについては東日本旅客鉄道株式会社の定めるところにより取扱う。

- (1) 第7条に定める個人情報の取扱い
- (2) 第14条により無効となったモバイルIC乗車券の取扱い